

やまと笑楽庵

指定通所介護および第1号通所事業 (通所型従前相当サービス) 運営規程

(目的)

第1条

この規程は、株式会社日本ライフデザインが開設するやまと笑楽庵が行う指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めたものである。

(事業目的・運営方針)

第2条

- (1) この事業は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにその社会的孤立感の解消心身機能の維持及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、事業所においてその介護従事者により、利用者の心身の特徴を踏まえた、必要な日常生活上の世話、機能訓練等の介護その他必要な援助等を行うことを目的とする。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係地方自治体や地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称・所在地)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 やまと笑楽庵
- (2) 所在地 神奈川県大和市中央林間9-5-25

(職種及び職員数)

第4条

事業所介護従事者の職種及び員数は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 管理者 | 1名 (常勤他事業と生活相談員、介護職員兼務) |
| (2) 介護従事者 | |
| ①生活相談員 | 2名 (常勤兼務2名) |
| ②看護職員 | 3名 (常勤兼務1名 非常勤兼務2名) |
| ③介護職員 | 8名 (常勤兼務5名 非常勤3名) |
| (3) 機能訓練指導員 | 3名 (常勤兼務1名 非常勤兼務2名) |

(職務内容)

第5条

前条に定める職種の職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、事業所の介護従事者の管理、指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）の利用申し込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護従事者

- ① 生活相談員は、指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供に当たる。
- ② 看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な看護や健康管理、その他必要な業務の提供に当たる。
- ③ 介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。また、利用者の心身の状況等を的確に把握し必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供に当たる。

(3) 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日～土曜日（祝日も営業） 但し、12月31日～1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分 サービス提供時間は午前9時30分から午後4時45分とする。

(利用定員)

第7条

事業所の利用定員は、次のとおりとする。

事業所の利用定員は、34名とする。

（指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）の合算）

(指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）の提供方法、内容)

第8条

事業の内容は、居宅介護計画又介護予防通所型サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあってはサービス計画前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

(1) 身体介護に関するここと

日常生活活動能力の程度により、排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護等、必要な支援及びサービスを提供する。

(2) 入浴に関するここと

家庭において、入浴することが困難な利用者に対して、衣類着脱の介助、身体の清拭、

整髪、洗身、その他必要な入浴の介助を行う。また、事業所のおむつを使用の場合には別途実費を徴収する。

(3) 食事に関すること

食事を希望する利用者に対して、食事の準備、配膳・下膳の介助、食事摂取の介助等、必要な食事のサービスを提供する。また、食事費等に関しては別途徴収する。

(朝食代金：500円　昼食代金：950円　夕食代金：850円)

(4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

(5) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操等のアクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

(6) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し、送迎、移動・移乗動作の介助等の送迎を提供する。

(7) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者および地域包括支援センターとの連携等)

第9条

- (1) 指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- (2) 第1号通所事業（通所型従前相当サービス）の提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- (3) 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターに連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- (4) 正当な理由なく指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）の提供が困難と認めた場合、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターと連携し、必要な処置を講ずるものとする。

(個別サービス計画の作成等)

第10条

- (1) 指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、指定通所介護計画および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）計画を作成する。また、すでにサービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った指定通所介護計画および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）計画を作成する。

- (2) 指定通所介護計画および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得て交付する。
- (3) 利用者に対し、指定通所介護計画および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第11条

介護従事者は、指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）について、介護保険法第41条第6項又は第115条の45の第3項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）の利用料及び支払いの方法)

第12条

- (1) 指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）を提供した場合の利用料の額は、別紙利用料表によるものとし、当該指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）が法定代理受領サービスである時は、その額の1割、2割、3割とする。
- (2) 通常の営業時間を越えて指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）を提供する場合の利用料、食費、おむつ代に係る諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。
- (3) 利用者の選定により次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）を行う場合には通常の実施地域を越えた地点から居宅までに要する交通費（往復）を請求するものとする。
当該交通費の額は、公共交通機関を使用する場合は実費とし、自動車を使用する場合は1km当たり50円とする。
- (4) 第1項および第2項、第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得るものとする。
- (5) 指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により第1項及び第2項の費用を納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条

通常の実施地域は、以下の表の地域とする。（その他の地域は要相談）

<p>大和市 (第1号通所事業（通所型従前相当サービス） は大和市のみ)</p>	<p>上草柳 下鶴間 つきみ野 深見西 大和南</p>	<p>上和田 中央 鶴間 西鶴間 南林間</p>	<p>下草柳 中央林間 深見 深見台 柳橋</p>	<p>草柳 中央林間西 深見台 大和東 林間</p>
---	---	--	---	--

相模原市	上鶴間 東林間 相模大野 相南 上鶴間本町
座間市	小松原 相模が丘 ひばりが丘

(契約書の作成)

第14条

指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）の提供を開始するに当たって本規程に沿った事業内容について、利用者に契約書の書面を持って説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受ける事とする。

(緊急時等における対応方法)

第15条

- (1) 介護従事者は、指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、救急指定病院への搬送、また、管理者に報告しなければならない。
- (2) 介護従事者は、指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）を実施中に天災その他の災害が発生した場合利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第16条

事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおりに行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	佐藤 和美
防災訓練	年2回
非難訓練	年2回
通報訓練	年2回

(衛生管理及び従事者の健康管理等)

第17条

- (1) 指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- (2) 指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）の従事者は、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、事業所は、介護従事者に対し年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第18条

- (1) 利用者が浴室等を利用する場合は、職員立会いの下で使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図るものとする。
- (2) 感染症（新型コロナウィルス、インフルエンザ、ノロウイルス等、予防に関してご理解、ご協力をいただく事とする。

(苦情処理)

第19条

事業所は、提供した指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当窓口を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第20条

利用の人権擁護、虐待の防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」を組成します。

本委員会運営担当は所長とし、虐待の防止に関する措置を適切に実施する。

3月に1回開催します。また、協議事項が生じた都度担当者が招集し、随時開催します。

委員会では、虐待防止検討委員会その他、施設内組織に関する事、指針の整備に関する事、職員研修に関する事、職員が相談・報告できる体制整備に関する事、職員が虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事等を協議するものとします。

身体拘束・高齢者虐待に関する研修は年2回実施いたします。

(その他運営についての留意事項)

第21条

- (1) 介護従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制整備する。
 - ① 採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - ② 繼続研修 年3回以上
- (2) 事業所および従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- (3) 指定通所介護および第1号通所事業（通所型従前相当サービス）提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。
- (4) 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- (5) この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社日本ライフデザインと事業所の管理者との協議に基づき定める。

附 則

この運営規定は、2025年12月1日から施行する。

この運営規程は、2025年 6月1日より施行する。

やまと笑楽庵

指定通所介護および第1号通所事業

(通所型従前相当サービス) 重要事項

○ 運営規程の概要

運営法人	株式会社日本ライフデザイン	施設名	やまと笑楽庵 事業所番号:1473001103
代表者	深沢 眞	管理者	佐藤 和美
所在地	東京都中央区銀座 7-4-12	所在地	神奈川県大和市中央林間 9-5-25
電話番号	03-6228-5020	電話番号	046-271-1188

○ 運営規程の概要および従業者の勤務体制

定 員	34名
運営の方針	要介護状態等にある高齢者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに、その社会的孤立感の解消、心身機能の維持及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、事業所において、その介護従事者により、利用者の要介護状態等の心身の特徴を踏まえた、必要な日常生活上の世話、機能訓練等の介護、その他必要な援助等を行うことを目的とする。
主な提供サービス	食事・健康管理・機能訓練・レクリエーション・送迎・入浴
主な職員配置	(1)管理者 常勤 1名(他事業と兼務) (2)介護従事者 ①生活相談員 常勤兼務 2名 ②看護職員 常勤兼務 1名 非常勤兼務 2名(機能訓練指導員兼務) ③介護職員 常勤兼務 5名 非常勤兼務 3名 (3)機能訓練指導員 常勤兼務 1名非常勤兼務 2名(看護師兼務)

○ 利用料等

別紙「料金表」をご参照ください

○ 苦情処理の対応等

別紙「苦情処理対応」をご参照ください

令和5年6月28日改定
令和7年12月1日改定